

第三百三十一号議案

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表第一ふ頭公園の部東京都立京浜島ふ頭公園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

海上公園の特別区への移管により、東京都立京浜島ふ頭公園を廃止する必要がある。